自動車税納税通知書用封筒広告掲載契約書（案）

福島県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、自動車税納税通知書用封筒（以下「封筒」という。）の裏面への広告掲載について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならないものとする。

（契約の内容）

第２条　乙は、別紙「自動車税納税通知書用封筒広告掲載要領」に基づき、甲が発行する封筒の裏面に広告を掲載することで、甲に対しその対価を支払う。

（広告物の発送予定時期）

第３条　広告を印刷した封筒の発送は、令和９年５月７日（金）を発送予定日とする。

（契約金額等）

第４条　契約金額及び契約保証金は、次のとおりとする。

（１）契約金額　　円（うち消費税及び地方消費税　　円）

（２）契約保証金　　契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（契約金の納付方法）

第５条　乙は、契約金の納付について、封筒に掲載した広告の代金として、第４条（１）に定める金額を、甲の発行する納入通知書により、その納期限までに甲に支払うものとする。

２　乙は、前項の納期限までに前項の金額を甲に支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、年３．０％の割合で計算した遅延利息を甲に支払うものとする。ただし、当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（協議による契約の解除）

第６条　甲は、必要があるときは、乙との協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

（甲の解除権）

第７条　甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

（１）契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。

（２）履行期限までに履行の完了の見込みがないとき。

２　前項の場合において、乙に損害が生ずることがあっても、甲はその責任を負わないものとする。

（契約が解除された場合等の違約金）

第８条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の１を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一　前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二　乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履

行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第７条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第１項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年３．０％の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（損害賠償）

第９条　乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

（権利、義務の譲渡の禁止）

第10条　乙は、甲の承諾を得ないで、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

（契約の費用等）

第11条　この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

（秘密の保持）

第12条　乙は、業務の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（危険負担）

第13条　契約締結後、発行日までに甲、乙双方の責めに帰することのできない理由により発生した損害は、一切乙の負担とする。

（定めのない事項）

第14条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　住　所　　福島市杉妻町２番１６号
　　氏　名　　福　島　県
　　代表者　　福島県知事　　○　○　○　○　　印

乙　住　所

　　氏　名　　印